



新機構への移行について

病院長 万代 恭嗣

日頃から、当院におかかりいただきありがとうございます。

さて、当院の運営は、平成26年4月1日より、現在の全国社会保険協会連合会（全社連）から、独立



行政法人地域医療機能推進機構に移ります。これまで国設民営であった形が、土地や財産などの所有も病院の経営もすべて独立行政法人の下での運営となります。それだけ、より公的な立場での医療を提供してゆくこととなります。これが題名にある「新機構への移行」の意味です。これに伴い、65年余に亘って慣れ親しんでいただいた社会保険病院の名称は変更となり、新たに「**東京山手メディカルセンター**」となります。その謂われは、社会保険病院として運営されるようになる以前の病院名が、山手病院であったことにも因みます。社会保険病院のみならず、厚生年金病院、船員保険病院も同様に運営が移管されて同じ独法下のグループとなり、現在のところ全国で57病院が新機構に属する予定です。

運営や名称が変更となっても、基本は各診療科において、これまで通りの急性期の医療を提供してゆくことに、変わりはありません。ただし、より公的な病院としての使命から、新機構の病院では、「地

域において必要とされる医療を提供する機能を確保すること」とされています。具体的には、地域にある診療所や病院との間で、患者さまを紹介したり、あるいは紹介されたりしながら、その連携の度合を一層高めることと、当院が地域で果たす役割を機能に応じて分担しながら医療を提供してゆくことです。そして、5事業といわれる、救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療にも積極的に関与してゆきます。幸い、当院は東京都の二次救急医療機関としての救急医療を提供してきましたし、災害拠点病院にも指定されています。また新生児も含めた周産期医療にも力を注いできました。そのほか、リハビリテーションの提供、地域包括ケアや総合診療部門への積極的な関与などが、われわれに与えられた使命となります。

運営や名称はこのように変わりますが、これまで築いてきた当院の伝統を基盤に、新たに加わった使命にも対応しながら、病院全体としての総合力も発揮して医療を提供してゆく所存です。今後とも当院をよろしくお引き立ていただくようお願いいたします。

I 地域医療支援に係る機能

①紹介率・逆紹介率、②救急医療、③施設共同利用、④研修事業など
地域医療支援病院の要件を踏まえて設定

II 5事業

- ①救急医療
- ②災害医療
- ③へき地医療
- ④周産期医療
- ⑤小児医療

+

III リハビリテーション

- ①急性期・回復期
- ②維持期

+

IV その他

- ①地域包括ケア
- ②総合診療部門等